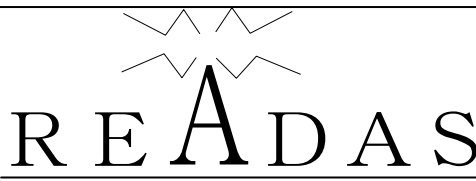


第 4934 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 3月 4日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 消費税みなし仕入率の見直し

Q：消費税のみなし仕入率が見直されるとか。どのようになるのですか？

A：次のように縮小されます。

【解説】

消費税のみなし仕入率は、会計検査院の指摘を受けて、平成27年4月1日以後開始する課税期間から次のように見直されることとなっています。

具体的には、金融及び保険業、不動産業のみなし仕入率がそれぞれ10%引き下げられ、課税強化されます。

また、みなし仕入率40%の第六種が新設されます。

【現行】

卸売業	90%	→	90%
小売業	80%	→	80%
農林水産業	70%	→	70%
鉱業	70%	→	70%
建設業	70%	→	70%
製造業	70%	→	70%
飲食業	60%	→	60%
金融及び保険業	60%	→	50%
運輸・通信業	50%	→	50%
サービス業	50%	→	50%
不動産業	50%	→	40%

【改正後】

